（法第二十六条に規定する総務省令で定める場合）

第三条　法第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一　不動産取得税　同意日から令和十年三月三十一日までに対象施設を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

［二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた日が施行日前である場合における第五条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令第一条の規定の適用については、なお従前の例による。

○総務省令第二十九号

山村振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第十一号）、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第三十一号）の施行に伴い、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等を廃止する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　総務大臣　村上誠一郎

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）

二　特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十五条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第十九号）

三　輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十一条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第三十二号）

四　輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十一条の地方公共団体の特例を定める省令（平成八年自治省令第十二号）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省令第三十号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百十九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日　総務大臣　村上誠一郎

地方税法施行規則の一部を改正する省令

第一条の八を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十条の二第二項に規定する総務省令で定める方法は、地方団体の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（地方団体の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　地方団体の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十一条の十において同じ。）を使用するもの

第一条の九の九第三項第一号中「法人の株主等」の下に「（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を加える。

第二条の四第二項ただし書中「に規定する」を「による」に改め、「七年」の下に「（当該退職手当等が所得税法施行令第七十二条第三項第七号に掲げる一時金に該当する場合には、十年）」を加える。

第二条の五の三第一項ただし書を削る。

第三条第一項の表㈠中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改め、同表㈤中「第九条の七第二十九項並びに第九条の七の二第四項及び第六項」を「第九条の七第二十七項並びに第九条の七の二第五項及び第六項」に改める。

（法第二十六条に規定する総務省令で定める場合）

第三条　法第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一　不動産取得税　同意日から令和七年三月三十一日までに対象施設を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

［二　同上］